

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年3月28日

**【会社名】** 株式会社中山製鋼所

**【英訳名】** Nakayama Steel Works, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 藤井博務

**【本店の所在の場所】** 大阪市大正区船町一丁目1番66号

**【電話番号】** (06) 6555 - 3111 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役 松岡雅啓

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市大正区船町一丁目1番66号

**【電話番号】** (06) 6555 - 3035

**【事務連絡者氏名】** 取締役 松岡雅啓

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成25年3月28日開催の取締役会において、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「三菱東京UFJ銀行」といいます。）と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下、「機構法」といいます。）第25条第1項の規定に基づき、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）に対して、事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援の申込みを行うことを決議した上でその申込みを行い、同日、機構より、再生支援決定を受けました。そこで、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

## 2 【報告内容】

### 1. 当該事象の発生日

当社における取締役会決議日	平成25年3月28日
機構に対する再生支援申し込み日	平成25年3月28日
機構による再生支援決定日	平成25年3月28日

### 2. 当該事象の内容

#### 1 再生支援申込みの目的

当社および当社の連結子会社である中山三星建材株式会社（以下、「中山三星建材」といいます。）、中山通商株式会社（以下、「中山通商」といいます。）、三星商事株式会社（以下、「三星商事」といいます。）、三星海運株式会社（以下、「三星海運」といいます。）及び三泉シヤー株式会社（以下、「三泉シヤー」といいます。）（以下、前記連結子会社5社を総称して「連結子会社ら」といい、当社、連結子会社ら及び中山興産株式会社を総称して「当社グループ」といいます。）は、平成16年3月に微細粒熱延鋼板の製造を可能とした偏芯異径片駆動圧延設備の開発で大河内記念技術賞を受賞する等、高炉時代からの高い技術力と90年の歴史を有する中堅鉄鋼メーカーとして、全国に450社超の需要家を有し、平成24年3月期の国内電気炉メーカー各社の有価証券報告書によれば、当社グループの売上高は、国内電気炉メーカーの中で最大の規模にあります。

また、当社グループでは、棒線の高級鋼、薄板、厚板などの特徴ある製品を扱っており、二次加工製品では、中山三星建材がC形鋼で、三泉シヤーが縞板で国内トップシェアを有するなど鉄鋼製品の製造、販売を主軸に比較的堅調に事業展開し、平成18年3月期には連結売上高1,972億円、平成19年3月期には連結売上高2,151億円の規模まで拡大を果たしました。

ところが、平成20年のリーマン・ショックに端を発した世界同時不況により急激に悪化した鉄鋼需要の影響を受け、当社は、平成21年には営業損益が赤字に転落しました。

これを受け、当社は、営業損益の黒字化に向けて、転炉工場及びコークス工場を休止すると共にエネルギー供給体制の再構築を実施して大幅なコスト削減を行うなどの事業構造改革を実行しました。

しかしながら、高炉メーカー時代の休止設備や工場敷地を抱え、多重構造の組織人員体制のまま高コスト体質から脱却できずにいたことや、平成18年以降に実施した熱延工場への新規投資に伴う借入がリーマン・ショック等による業績悪化の影響と相俟って返済能力を超えた過剰な有利子負債になったことなど、事業面、財務面及び経営・組織面における窮境原因が相俟って表面化し、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、現在、当社は、当社に対して金融債権を有する関係金融機関等（以下、「関係金融機関等」といいます。）より返済猶予を受けております。

当社が有する高い技術力や90年に及ぶ歴史を背景に築き上げた優良な顧客基盤を活かし、持続的な成長をしていくためには、徹底したコスト削減を図るとともに、グループ一体経営の強化及び財務体質の改善を伴う抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっております。しかしながら、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っております。

かかる事態を打開するため、当社は外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、関係金融機関等の利害調整等が可能であること、事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること等から、当社は、主力銀行である三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むこととしました。かかる機構の再生支援の下で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に対して約602億円の債権放棄（以下、「本債権放棄」といいます。）等の金融支援を依頼します。また、当社グループの総合力の発揮を主たる目的として、当社を完全親会社、連結子会社らを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）によりグループ一体経営を強化した上で、当社の財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等を確保することを主たる目的として、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社、及び大和PIパートナーズ株式会社（以下、6社を総称して「スポンサー」といいます。）を引受先とする、総額約90億円（予定）規模の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を得て、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、経営体制を刷新し、徹底したコスト削減を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図るべく、本事業再生計画を策定致しました。その内容は、「2 本事業再生計画の概要」のとおりです。

なお、機構の再生支援手続の中での関係金融機関等による本債権放棄の実行は、(a)平成25年6月18日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、( )本株式交換、( )後述する当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( )後述する本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記( )及び( )の効力が発生していること、(b)機構において、機構法第28条第1項に定める債権の買取決定（以下、「本買取決定」といいます。）がなされることを条件としております。また、本株式交換については、当社は、平成25年7月9日を効力発生日として、本株式交換を行うことを、本株主総会における承認及び連結子会社らの株主総会の承認を得ることを前提に、平成25年3月28日開催の取締役会にて決議し、連結子会社らとの間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しております。

なお、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）市場第一部に上場しておりますところ、本債権放棄の額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。そのため、当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることとなります。

## 2 本事業再生計画の概要

### (1) 本事業再生計画の基本方針

本事業再生計画は、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業及び棒線事業）の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化、及び財務体質の改善により、事業の再生を図ることを主要な内容としております。

本事業再生計画における基本方針は、次の3点です。

#### 業界トップクラスのロー・コスト経営の確立

当社は、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施し、電気炉業界内において最もロー・コストな経営体制の構築を目指します。

なお、当社の組織運営体制としては、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役の人数を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を新任の取締役として選任し、経営体制の刷新を図る予定です。具体的には、本株主総会において、( )本株式交換、( )当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( )本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。また、当社の取締役及び常勤監査役は、一名を除き全員退任し、取締役のうち箱守一昭に限り、本事業再生計画の遂行に必要な人材であるため、プロパーの取締役として留任させる予定です。その他の詳細については未定ですが、確定次第速やかに開示します。

グループ一体経営の強化による総合力の発揮

当社は、連結子会社らとの統合により、更なるロー・コスト経営を実現し、連結子会社らの競争優位性のある営業力を一体化させ、当社グループの総合力を発揮します。

また、物流機能や間接部門等についても、当社のグループ全体の業務を統合し、更なるコスト競争力の向上を図ります。

健全な財務体質への改善

関係金融機関等から本債権放棄（約602億円程度の債権放棄）を受けることで有利子負債を306億円程度まで削減し、スポンサーによる総額約90億円（予定）規模の出資を受けることで、財務体質を大幅に改善します。

また、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するために、平成26年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

(2) 企業再編等

当社が、本事業再生計画を遂行し、当事業の再生を図るためには、グループ一体経営を強化し、当社グループが一体となって再生に取り組むとともに、財務体質を改善する必要があることから、以下の企業再編等を予定しています。

株式交換

当社は、グループ全体の経営資源の選択と集中及びガバナンス体制の強化を目的として、連結子会社らとの間で本株式交換を実施し、当該各社の全てを当社の完全子会社とします。詳細につきましては、後記の「 1 株式交換の要旨」をご覧ください。

第三者割当増資

当社は、本株主総会において、( ) 本株式交換、( ) 当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( ) 本第三者割当増資に係る承認がなされ、前記( ) 及び( ) の効力が発生していること、本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを前提に、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行います。詳細につきましては、後記の「 2 第三者割当による株式の発行について」をご覧ください。

なお、実際の発行株式数及び払込金額は、本第三者割当増資に関する本株主総会での承認及び本株式交換の効力発生後に、本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数や総議決権数の状況等を踏まえて各スポンサーとの協議より最終決定する予定です。したがって、今後、スポンサーの取得する株式数、取得する議決権比率及び払込金額には変更が生じる可能性があります。

当社は、スポンサーに対して、第三者割当による募集株式の発行を行うことにより、本事業再生計画の遂行に必要な総額約90億円（予定）規模の資金を調達し、スポンサーの当社に対する議決権比率は、合計で3分の2超となります。また、当社は、スポンサーに対して、本事業再生計画の遂行に必要な最大限の支援と協力を依頼します。

利益剰余金填補のための資本剰余金の減少

当社は、負の利益剰余金を可及的速やかに解消するため、平成26年度上期を目途に資本剰余金の額の減少及び減少額の利益剰余金への振替（欠損の填補）を実施する予定です。

(3) 金融支援

当社は、機構による再生支援手続の中で、関係金融機関等に対して、本債権放棄（約602億円の債権放棄）を金融支援として依頼します。

また当社は、三菱東京UFJ銀行から、本事業再生計画の遂行に必要な運転資金として、限度額15億円の新規融資枠の設定を受けることを予定しています。

債権放棄を受ける債務の内容等

債権放棄を受ける債務の種類	借入金
本債権放棄の額（単体）	約602億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額（単体）	1,177億円
最近事業年度の末日（平成24年3月31日）の債務の総額に対する当該債権放棄等の割合	51%

#### 金融支援による当社財務への影響

平成24年12月31日における連結純資産額は約426億円である一方で、「 当該事象の損益および連結損益に与える影響額」に記載のとおり、平成25年3月期に減損損失約530億円及び棚卸資産評価損約35億円の特別損失を計上することから、この結果、平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり、債務超過となる見通しです。

しかしながら、当社は、平成25年8月27日に本債権放棄により有利子負債が約602億円減少することとなる見通しであり、かつ、同日に本第三者割当増資による総額90億円（予定）の資金を調達することと合わせて、債務超過を解消し、財務基盤の確立が図られるものと考えております。なお、本第三者割当増資により、合計で、資本金の額が約45億円増加し、資本準備金の額が約45億円増加する予定です。

#### 上場廃止基準への該当に関する事項

前記「(3) 金融支援による当社財務への影響」に記載のとおり、当社は平成25年3月期決算において、連結純資産がマイナスとなり債務超過となりますが、平成25年8月27日に実行が予定されている本債権放棄および本第三者割当増資によって債務超過を解消する見通しです。

但し、本債権放棄額は最近事業年度の末日の債務の総額の10%以上となることから、本債権放棄の合意により、当社は東証の上場廃止基準に抵触することとなります。

当社としては上場維持のため、有価証券上場規程第605条第1項に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、本債権放棄の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日（平成25年6月21日）から1ヶ月間の平均時価総額及び当該1ヶ月間の最終日（平成25年7月20日（実質的に同年7月19日））の時価総額のいずれもが10億円以上であったときには、上場が維持されることになります。

### 3 今後の日程

平成25年 3月28日	(木)	機構に対する再生支援申込みと再生支援決定 本株式交換に関する株式交換契約の締結
5月中旬		本株主総会の招集等に係る取締役会決議（注1）
6月18日まで		連結子会社らの定時株主総会（予定）
6月18日	(火)	本株主総会（予定） 本株式交換の承認 定款変更の承認 本第三者割当増資の承認
6月20日	(木)	本債権放棄の合意（予定） 本買取決定（予定）
7月9日	(火)	本株式交換の効力発生（予定）
8月7日	(水)	本第三者割当増資の最終条件の決定（予定）
8月27日	(火)	本債権放棄の実行（予定） 機構による債権買取り等（注2）の実行（予定） 本第三者割当増資に係る払込みの完了（予定）

(注1) 本第三者割当増資に係る当社取締役会の決議に関しては、平成25年6月18日に募集株式の種類、募集株式の数の上限等に関する決議を行い、本株式交換の効力発生日後の平成25年8月7日開催予定の当社取締役会において、本第三者割当増資による募集の最終条件を決議いたします。

(注2) 機構による機構法第22条第1項第1号に定める「債権買取り等」を指します。

#### ・ 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

本事業再生計画に基づき、平成25年3月期に、連結・個別ともに以下の特別損失の計上を行います。

##### 1 減損損失

本事業再生計画に基づき、今後の当社の業績動向などを慎重に検討した結果、減損損失約530億円を計上します。

##### 2 棚卸資産評価損

本事業再生計画に基づき、当社の貯蔵品にかかる評価の見直しを行い、棚卸資産評価損約35億円を計上します。

・ 当該事象の内容に関する補足情報

1 株式交換の要旨

(1) 株式交換の目的

当社の連結子会社らは、二次加工、需要家への販売能力（商社機能）、物流機能などの鋼材事業の重要な機能の一部を担っており、それぞれ事業分野毎に事業を展開して参りました。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、原材料価格の高騰等により急激に厳しさを増しており、当社もまた当該経営環境の急激な悪化に加え、前記「 1.再生支援申込みの目的」記載の各窮境原因が相俟って表面化し、多額の営業損失を計上するに至っております。このような状況下において、当社グループが、経営基盤を抜本的に強化し、事業の継続的成長を果たすためには、分散している経営資源の効率化による事業の効率化を行い、シナジー効果を創出するとともに、経営の一体化による意思決定の迅速化を図ることが緊喫の課題であると認識しております。

当社は、連結子会社らを完全子会社化することにより、経営の効率化及び外部環境変化への対応力の強化を図り、早期に効率的な体制を実現することができると判断しており、その結果として、各社間の連携促進による販路の強化や生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材交流などによる経営支援の効率化等の効果を見込んでおります。

(2) 株式交換の日程

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
本株主総会開催日	平成25年6月18日（予定）
本株式交換予定日（効力発生日）	平成25年7月9日（予定）

（注1）当社は、本株主総会の決議による承認を受けたうえで本株式交換を行う予定です。

（注2）本株式交換の日程や効力発生日は、当社と連結子会社らの合意により変更されることがあります。

(3) 株式交換の方式

株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、連結子会社ら各社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては本株主総会の決議による承認を受けたうえで、また、連結子会社らにおいては平成25年6月18日までに開催予定の定時株主総会の決議による承認を受けたうえで、平成25年7月9日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	中山製鋼所 （株式交換完 全親会社）	中山三星建材 （株式交換完 全子会社）	中山通商 （株式交換完 全子会社）	三星商事 （株式交換完 全子会社）	三星海運 （株式交換完 全子会社）	三泉シャー （株式交換完 全子会社）
株式交換に係る 割当ての内容	1	177	25	35	563	63

（注1）株式の割当比率

中山三星建材の普通株式1株に対して、当社の普通株式177株を割当て交付いたします。中山通商の普通株式1株に対して、当社の普通株式25株を割当て交付いたします。三星商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式35株を割当て交付いたします。三星海運の普通株式1株に対して、当社の普通株式563株を割当て交付いたします。三泉シャーの普通株式1株に対して、当社の普通株式63株を割当て交付いたします。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、連結子会社らと協議のうえ、変更する可能性があります。

（注2）株式交換により交付する株式数等

当社は、本株式交換により、普通株式152,772千株（予定）を割当て交付いたしますが、交付する株式は当社が保有する自己株式（平成24年9月30日現在2,673千株）を充当せず、新株式の発行を行う予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を東証において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまにおいては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

A) 単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

B) 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

連結子会社らは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、連結子会社ら(三星商事及び三泉シャワーを除く)各社がそれぞれ別個に、当社及び連結子会社らから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社(以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。)を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田FAS株式会社(以下、「山田FAS」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。なお、三星商事及び三泉シャワーについては、各社の判断により、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼していません。

なお、当社及び連結子会社らはそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、連結子会社らについても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、連結子会社らがフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、連結子会社らの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数のレンジを記載したものです。

対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	D C F 法	135 ~ 214
	類似会社比較法	165 ~ 214
中山通商	D C F 法	18 ~ 30
	類似会社比較法	18 ~ 44
三星商事	D C F 法	31 ~ 42
	類似会社比較法	25 ~ 39
三星海運	D C F 法	533 ~ 802
	類似会社比較法	539 ~ 580
三泉シャー	D C F 法	76 ~ 130
	類似会社比較法	45 ~ 79

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当社及び連結子会社らから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、連結子会社ら及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて連結子会社らの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田F A Sは、当社についてD C F法及び類似会社比較法による算定、中山三星建材、中山通商及び三星海運についても同様にD C F法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、D C F法による算定の基礎として、当社が山田F A Sに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、連結子会社らとの業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山三星建材、中山通商及び三星海運が山田F A Sに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山三星建材、中山通商及び三星海運の普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。



対象	採用手法	株式交換比率の算定レンジ
中山三星建材	D C F 法	150 ~ 224
	類似会社比較法	91 ~ 256
中山通商	D C F 法	19 ~ 29
	類似会社比較法	16 ~ 35
三星海運	D C F 法	513 ~ 766
	類似会社比較法	450 ~ 741

なお、山田 F A S は、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

山田 F A S は、株式交換比率の算定に際して、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、山田 F A S は当社、中山三星建材、中山通商、三星海運及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社並びに中山三星建材、中山通商及び三星海運の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

#### 算定の経緯

当社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田 F A S の分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当社及び連結子会社らとの間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、本日最終的に前記「(3) 株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

#### 算定機関との関係

フロンティア・マネジメント、山田 F A S はいずれも、当社及び連結子会社らとは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### 公正性を担保するための措置

連結子会社らは、当社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、中山三星建材、中山通商及び三星海運は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当社はフロンティア・マネジメントに、中山三星建材、中山通商及び三星海運は山田 F A S に、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、連結子会社らはいかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、当社及び連結子会社らは、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

#### 利益相反を回避するための措置

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(5) 株式交換の当事会社の概要 (平成24年3月31日現在)

	株式交換完全親会社		株式交換完全子会社	
(1) 名称	株式会社中山製鋼所		中山三星建材株式会社	
(2) 本店所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号		堺市堺区山本町6丁124番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 博務		代表取締役社長 柳澤 俊三	
(4) 事業内容	鉄鋼製品の製造、販売		軽量形鋼、電縫鋼管及び建設関連製品の製造・加工と販売他	
(5) 資本金	15,538百万円		300百万円	
(6) 設立年月日	大正12年12月22日		昭和24年4月28日	
(7) 発行済株式数	131,383,661株		714,436株	
(8) 決算期	3月31日		3月31日	
(9) 従業員数	742名		231名	
(10) 主要取引先	中山通商(株)、阪和興業(株)、日鐵商事(株)、新日本製鐵(株)、中山三星建材(株)		中山通商(株)、三星商事(株)、阪和興業(株)、(株)カノークス	
(11) 主要取引銀行	(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、(株)あおぞら銀行		(株)三菱東京UFJ銀行、(株)みずほ銀行、(株)りそな銀行	
(12) 大株主及び持株比率	新日本製鐵株式会社	9.80%	株式会社 中山製鋼所	40.29%
	財団法人 中山報恩会	8.13%	中山通商株式会社	14.16%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.78%	三星商事株式会社	12.93%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.76%	三星海運株式会社	11.44%
	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人)	2.16%	南海化学株式会社	5.31%
	シティバンク銀行株式会社)		尼崎製罐株式会社	4.88%
	中山持株共栄会	2.06%	不動恒産株式会社	2.01%
	株式会社中山製鋼所	2.03%	関西鉄工株式会社	1.17%
	尼崎製罐株式会社	1.51%	株式会社 関西トラスト	1.16%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.51%	株式会社 サワライズ	1.07%
	日鐵商事株式會社	1.29%		
(13) 当事会社間の関係等	資本関係	中山三星建材の株式を当社及び当社の連結子会社が84.15%保有しております。		
	人的関係	当社の取締役1名が中山三星建材の取締役を兼任しております。		
	取引関係	当社は中山三星建材に対して、帯鋼等を販売しております。		
	関連当事者への該当状況	中山三星建材は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。		

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)

決算期	中山製鋼所(連結)			中山三星建材(単体)		
	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
純資産	66,042	59,209	49,672	10,503	11,312	11,530
総資産	228,100	215,322	204,786	19,243	20,113	18,056
1株当たり純資産(円)	369.11	309.85	228.53	14,701.13	15,834.24	16,139.64
売上高	156,278	173,959	171,763	17,565	19,154	19,594
営業利益	8,461	1,639	4,968	717	914	224
経常利益	10,013	3,919	6,337	725	900	210
当期純利益	19,654	6,779	11,619	913	854	217

1株当たり当期純利益(円)	152.68	52.66	90.27	1,278.05	1,196.18	304.03
---------------	--------	-------	-------	----------	----------	--------

(注) 新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。

	株式交換完全子会社			株式交換完全子会社		
(1) 名称	中山通商株式会社			三星商事株式会社		
(2) 本店所在地	大阪市西区南堀江一丁目12番19号			大阪市西区川口三丁目1番20号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 徳山 寛			代表取締役社長 前川 宗里		
(4) 事業内容	鉄鋼製品並びにその関連商品の販売			鋼材、亜鉛鉄板、線材、建材製品の販売		
(5) 資本金	96百万円			46百万円		
(6) 設立年月日	昭和23年8月6日			昭和23年10月1日		
(7) 発行済株式数	1,920,000株			920,000株		
(8) 決算期	3月31日			3月31日		
(9) 従業員数	63名			175名		
(10) 主要取引先	(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、東晃鋼業(株)、吉田鋼業(株)			(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、二藤レール(株)		
(11) 主要取引銀行	(株)りそな銀行、(株)福岡銀行、(株)みずほ銀行、(株)商工組合中央金庫			(株)福岡銀行、(株)みずほ銀行、(株)伊予銀行		
(12) 当事会社間の関係等	資本関係 中山通商の株式を当社及び当社の連結子会社が50.04%保有しております。また、三星商事の株式を当社及び当社の連結子会社が70.54%保有しております。 人的関係 当社の取締役1名が中山通商の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名が三星商事の取締役を兼任しております。 取引関係 当社は中山通商に対して、鋼材製品を販売しており、中山通商は当社に対して鉄源を販売しております。また、当社は三星商事に対して、鋼材製品を販売しております。 関連当事者への該当状況 中山通商及び三星商事は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。					
(13) 大株主及び持株比率	株式会社中山製鋼所 20.99% 中山三星建材株式会社 19.63% 株式会社サワライズ 6.24% 南海化学株式会社 5.59% 関西鉄工株式会社 5.00% 大中物産株式会社 4.93% 株式会社関西トラスト 4.68% 関西観光開発株式会社 4.01% 三星海運株式会社 3.83% ニッタイ株式会社 3.65%			中山三星建材株式会社 27.17% 株式会社中山製鋼所 23.36% 南海化学株式会社 15.65% 尼崎製罐株式会社 13.04% 中山恒産有限会社 4.38% 三星海運株式会社 4.35% 中山隆夫 3.34% 中山浩文 3.15% 中山化成株式会社 2.39% 株式会社サワライズ 1.09%		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)						
	中山通商株式会社(単体)			三星商事株式会社(単体)		
決算期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
純資産	3,924	4,124	4,469	2,610	2,699	2,847
総資産	15,306	18,685	19,745	9,966	11,075	10,960
1株当たり純資産(円)	2,044.21	2,148.32	2,327.91	2,837.17	2,934.46	3,094.79
売上高	47,876	55,038	73,185	20,225	21,228	21,696
営業利益	202	492	518	291	332	322
経常利益	196	488	610	309	344	358
当期純利益	116	211	348	171	104	158

1株当たり当期純利益(円)	60.65	109.91	181.42	185.90	114.09	171.97
---------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

	株式交換完全子会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	三星海運株式会社	三泉シヤ-株式会社
(2) 本店所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号	大阪市浪速区久保吉一丁目3番14号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 針原 保典	代表取締役社長 今井 武
(4) 事業内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業	縞鋼板の剪断・加工・販売
(5) 資本金	56百万円	60百万円
(6) 設立年月日	昭和21年11月14日	昭和32年12月21日
(7) 発行済株式数	56,196株	120,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 従業員数	146名	12名
(10) 主要取引先	(株)中山製鋼所、中山三星建材(株)、日鐵物流(株)	中山通商(株)、三星商事(株)
(11) 主要取引銀行	(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(株)りそな銀行	(株)りそな銀行
(12) 当事会社間の関係等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	三星海運の株式を当社及び当社の連結子会社が60.14%保有しております。また、三泉シヤ-の株式を当社及び当社の連結子会社が100%保有しております。 当社の従業員1名が三星海運の取締役を兼任しております。また、当社の従業員1名が三泉シヤ-の取締役を兼任しております。当社の監査役1名が三星海運及び三泉シヤ-の監査役を兼任しております。 三星海運は当社に対して物流サービスを提供しております。また、当社は三泉シヤ-に対して、縞鋼板を販売しております。 三星海運及び三泉シヤ-は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。
(13) 大株主及び持株比率	株式会社中山製鋼所 24.73% 中山三星建材株式会社 17.96% 中山通商株式会社 9.43% 大中物産株式会社 6.22% 三星商事株式会社 5.42% ニッタイ株式会社 4.00% 針原保典 3.91% 河野徹 2.85% 関西鉄工株式会社 2.80% 関西観光開発株式会社 2.67%	中山通商株式会社 23.33% 三星海運株式会社 23.33% 株式会社中山製鋼所 19.00% 中山三星建材株式会社 17.67% 三星商事株式会社 16.67%
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円)		

決算期	三星海運株式会社(単体)			三泉シヤ-株式会社(単体)		
	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
純資産	2,170	2,291	2,266	736	703	708
総資産	4,246	4,542	4,344	1,373	1,558	1,440
1株当たり純資産 (円)	38,620.77	40,779.59	40,340.22	6,136.20	5,865.89	5,900.61
売上高	8,120	8,936	9,325	1,678	1,721	1,532
営業利益	249	165	4	27	15	2
経常利益	190	197	10	24	13	5
当期純利益	78	128	18	15	28	4
1株当たり当期純 利益(円)	1,395.58	2,278.01	322.91	127.63	238.85	37.39

#### 株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	株式会社中山製鋼所
(2) 所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 博務
(4) 事業内容	鉄鋼製品の製造、販売
(5) 資本金	本株式交換に伴う異動はありません
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

## 2 第三者割当による株式の発行について

当社は、機構からの再生支援決定の通知を受け、第三者割当の方法による株式発行を後記概要のとおり予定しております。本第三者割当増資の実行に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、希薄化率は最大で約271%であり300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

### (1) 募集の概要

#### 株式の概要

(ア) 払込期日	平成25年8月27日(予定)														
(イ) 発行新株式数	346,750,000株(上限)														
(ウ) 発行価額	1株につき金26円(下限)														
(エ) 払込金額の総額	合計9,015,500,000円(予定)														
(オ) 募集の方法又は割当方法	第三者割当の方法によるものとし、概ね次のとおり割り当てる。(但し、後記のとおり、最終的な割当数は当社取締役会の決議により決定する。) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(割当予定先)</td> <td style="width: 50%;">(割当予定株式数)</td> </tr> <tr> <td>新日鐵住金株式会社</td> <td>94,246,000株</td> </tr> <tr> <td>阪和興業株式会社</td> <td>79,883,000株</td> </tr> <tr> <td>日鐵商事株式會社</td> <td>52,404,000株</td> </tr> <tr> <td>エア・ウォーター株式会社</td> <td>46,885,000株</td> </tr> <tr> <td>大阪瓦斯株式会社</td> <td>19,230,000株</td> </tr> <tr> <td>大和P Iパートナーズ株式会社</td> <td>54,102,000株</td> </tr> </table>	(割当予定先)	(割当予定株式数)	新日鐵住金株式会社	94,246,000株	阪和興業株式会社	79,883,000株	日鐵商事株式會社	52,404,000株	エア・ウォーター株式会社	46,885,000株	大阪瓦斯株式会社	19,230,000株	大和P Iパートナーズ株式会社	54,102,000株
(割当予定先)	(割当予定株式数)														
新日鐵住金株式会社	94,246,000株														
阪和興業株式会社	79,883,000株														
日鐵商事株式會社	52,404,000株														
エア・ウォーター株式会社	46,885,000株														
大阪瓦斯株式会社	19,230,000株														
大和P Iパートナーズ株式会社	54,102,000株														

(カ)	募集事項の決定の委任	前記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、当社取締役会の決議により決定する。
(キ)	その他	前記の各項目は、本株主総会において、( )本株式交換、( )当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( )本第三者割当増資、に係る承認がなされ、本株式交換及び当該定款変更が効力を生じていること、機構により本買取決定が行われること、並びに本債権放棄が実行されることを条件としております。

(2) 募集の目的及び理由

前記「 . 1 再生支援申込みの目的」に記載のとおり、当社グループが持続的に成長していくためには、グループ企業の経営管理を強化するとともに、自己資本が脆弱であり、かつ、過大な有利子負債を負担している現状を改善する必要があります。そこで、本事業再生計画に基づき、過剰債務の解消を図るべく、本債権放棄の要請を行うとともに、抜本的な財務体質の改善・強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図るため、スポンサーより第三者割当による資金調達を行うものです。なお、本第三者割当増資に伴い、既存株式の議決権に大幅な希薄化が生じることが見込まれますが、当社といたしましては、本第三者割当増資により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要な構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができ、機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであると考えております。

なお、募集の概要については前記「(1)募集の概要」記載のとおりを予定しておりますが、本第三者割当増資に先立つ株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。）によっては、本第三者割当増資の実行後の議決権状況に変動が生じうるため、払込金額及び各割当先への割当株式数の最終的な決定は、株式交換の効力発生後に当社取締役会（平成25年8月7日開催予定）の決議によって行うべく、本株主総会において、前記「(1)募集の概要 株式の概要(イ)」「発行新株式数」及び(ウ)「発行価額」に記載の株式数と払込金額の範囲で、当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認を頂く予定です。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

株式

. 調達する資金の額（予定）

1. 払込金額の総額	9,015,500,000円
2. 発行諸費用の概算額 （内訳：本第三者割当増資に係る登記関係費用等）	33,000,000円
3. 差引手取概算額	8,982,500,000円

. 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. 構造改革費用等（注2）	約35億円	平成25年8月～ 平成27年3月
2. 設備投資資金等（注3）	約55億円	平成25年8月～ 平成27年3月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2. 構造改革費用等の内訳は以下のとおりです。

- ・人員整理に伴う退職金の支払い等（見込み）約12億円
- ・組織運営体制の刷新に伴う人員の異動及び雇用条件の調整その他の人事労務費用（見込み）約10億円
- ・事業再構築にかかるデューデリジェンス費用（見込み）約3億円
- ・事業再構築にかかる諸手数料（見込み）約3億円
- ・本事業再生計画策定に関わる外部専門家費用（見込み）約7億円

3. 設備投資資金等は、主に船町工場（鉄鋼事業）の工場運営上、必要不可欠な維持更新（老朽更新）投資を予定しており、生産能力の拡大のための新規投資は見込んでおりません。なお、設備投資資金等の内訳は以下のとおりです。

- ・機械及び装置（見込み） 約49億円
  - ・製鋼 約 8.8億円
  - ・メッキ精整 約 7.0億円
  - ・熱延 約21.3億円
  - ・その他 約12.0億円
- ・建物及び構築物等（見込み）約6億円
  - ・製鋼 約0.9億円

・メッキ精整	約0.7億円
・熱延	約2.5億円
・その他	約1.5億円

#### (4) 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は本事業再生計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略及び事業再生のために必要不可欠であることから、前記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

#### (5) 発行条件等の合理性

第三者割当による募集株式の払込金額、算定根拠及びその具体的内容

前記「 1 . 再生支援申込みの目的」に記載のとおり、当社は、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至っており、財務体質の改善を含む抜本的な事業再構築を推進することが不可避となっておりますが、自己資本が脆弱で、過大な有利子負債を負担している現状では、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。そこで、当社は、主力銀行である三菱東京UFJ銀行と協議の上、機構に再生支援を申し込むこととし、機構の再生支援の中で、企業価値の棄損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により関係金融機関等に金融支援を依頼するとともに、連結子会社らとの本株式交換によりグループ一体化を強化した上で、スポンサーからの約90億円の出資（本第三者割当増資）を得て、抜本的な事業再構築に取り組み、企業価値の最大化を図ることとしました。

当社は、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなりうる企業を模索・検討した結果、新日鐵住金株式会社をはじめとするスポンサーとの間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として本第三者割当増資により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築することが喫緊の課題であると考えております。かかる財務体質の強化が抜本的収益計画の実現に不可欠であるとの認識のもと、当社及び鉄鋼業界の置かれた現状を勘案し、スポンサーとの協議を重ねた結果として、平成21年より3期連続で多額の営業損失を計上するに至った現状及び本第三者割当増資は機構による再生支援を行う当社の事業再生の一環であり現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないことを踏まえると、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提としても、新株式を時価で発行して資金調達を行うことは困難であると考えました。そこで、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換および本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行価額の下限を26円（本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前取引日（以下、「直前取引日」といいます。）の終値（70円）から62.9%（少数第2位以下を四捨五入しています。以下、ディスカウント率の計算について同じです。）ディスカウントの価格）に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する価格とすることを予定しています。以上から、本事業再生計画を遂行し、財務基盤強化の実現及び将来的な企業価値の向上の実現のためには、前記発行価額により本第三者割当増資を実施することが最善であると考えております。

なお、発行価額の下限（26円）での発行となった場合は、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円（円未満切捨てしています。以下、終値の単純平均値の計算について同じです。））に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（65円）に対し60.0%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値（53円）に対して50.9%のディスカウントを行った金額となり、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取扱いに関する指針等に照らせば本第三者割当増資は有利発行に該当するものと判断されます。そこで、本株主総会において、本第三者割当増資による新株式発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを条件に、本第三者割当増資を行うことといたしました。



本第三者割当増資の実行については、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等を確保することが、必要不可欠かつ喫緊の課題である当社の現状等を踏まえ、本第三者割当増資の実行が機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであること、当社の事業再生を行うための現実的に実現可能な選択肢が他に存在しないこと等を総合的に勘案し、取締役会において十分に審議を重ねた結果、本第三者割当増資の発行条件等及び割当予定先の選定は合理性を有し、当社の株主共同の利益に合致するものと判断し、全会一致で決議いたしました。また、各監査役は、本第三者割当増資について、スポンサーとの交渉経緯、発行価額の算定根拠及び本第三者割当増資の必要性について適時に説明を受けており、本第三者割当増資に係る取締役会における審議及び議決に際して、スポンサーに対する本第三者割当増資を行うことは必要かつ合理的である旨の意見を監査役全員から得ております。

#### 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資の発行数量は、互いに独立した各スポンサーと当社間で交渉した結果、希薄化率に関する東証の上場廃止基準に抵触しないという条件の下、本株式交換及び本第三者割当増資後にスポンサーが保有することとなる議決権数の合計が当社の議決権総数の3分の2超となること及び払込金額の合計を総額約90億円（予定）とすることを基本的な枠組みとして、本株式交換における反対株主による株式買取請求が全くなされない状況を仮定して発行数の上限を346,750千株に設定し、平成25年7月10日以降、本株式交換の結果を踏まえて各スポンサーと最終協議の上、最終的には平成25年8月7日開催予定の当社取締役会が決定する発行数とすることを予定しております。

本第三者割当増資に基づき新株式が発行された段階で、普通株式の議決権に最大約271%の大幅な希薄化が生じることとなります。当社といたしましては、本第三者割当増資により、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用及び設備投資資金等の確保を図ることができること、当社の自己資本比率は、本事業再生計画に基づく本債権放棄がなされることを前提にしても、国内の景気変動や金融情勢の影響を強く受ける普通鋼電炉メーカーの中では低水準にあり、不確実性が増す国内経済の変化に対応するだけの十分な水準に達していないところ、本第三者割当増資により自己資本比率を向上させ、財務体質の抜本的な改善を図ることができることに加え、事業の選択と集中の徹底、大幅なコスト削減及びグループの一体経営の強化を基本方針とする本事業再生計画の遂行を迅速かつ確実に遂行するためには、スポンサーに当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存株主にとっても、最善の方法であると考えております。

さらに当社としましては、複数のスポンサーによる出資をいただくことにより、各スポンサーとのアライアンス関係の維持及び強化または多様化を図ることができ、本第三者割当増資には事業面での効果が期待できること、機構の再生支援による本事業再生計画の遂行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであることや、本事業再生計画は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構による再生支援を受けて遂行されるため、その透明性及び公正性を確保するとの効果も期待できることから、本第三者割当増資は、当社の株主共同の利益に合致すると認識しております。

以上により、当社といたしましては、本第三者割当増資は、当社が置かれた事業環境及び財務状況に鑑み、事業再生に向けた強固な収益基盤の確立と財務体質の改善のため必要不可欠なものであり、これに伴い生じる希薄化についても一定の合理性があると考えております。

なお、本第三者割当増資により発行する株式数の上限346,750千株に係る議決権数は346,750個であり、平成24年9月30日現在の当社の総株主の議決権の数128,169個に対する希薄化率は約271%であります。当該希薄化率は300%を超えないことから、東証の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであります。

(6) 割当予定先の選定理由等

割当予定先の概要	割当予定先の概要の詳細は、別紙2をご覧ください。
割当予定先を選定した理由	<p>当社は、「(5) 第三者割当による募集株式の払込金額、算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、新日鐵住金株式会社をはじめとして、複数の候補先との接触を断続的に行い、事業パートナーとなりうる企業を模索・検討しました。その結果、当社と従来から取引のある新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会社、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社並びにファイナンシャルスポンサーとして大和P Iパートナーズ株式会社との間で、当社の現状についての認識を共有するに至りました。その中で、当社は、スポンサーから本事業再生計画の一環として第三者割当により資金調達を行うことにより、早期に財務基盤の建て直しを図り、収益基盤を構築するとともに、取引関係を強化し、お互いの強みの有効活用を図ることが最善であるとの結論に至りました。当社はこれにより当社の主力事業である鋼材事業における更なる発展に向けた経営戦略を講じて参りたいと考えております。</p> <p>割当予定先の個別選定理由は以下の通りです。</p> <p>新日鐵住金株式会社は、電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化及び今後新日鐵住金株式会社が指名する監査役1名を、本株主総会における選任決議に基づき受け入れる予定であることによるものです。</p> <p>阪和興業株式会社及び日鐵商事株式会社は、鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>エア・ウォーター株式会社は、液化酸素、液化窒素等液化ガスの原材料仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>大阪瓦斯株式会社は、都市ガスの仕入関係の更なる強化のためです。</p> <p>大和P Iパートナーズ株式会社は、財務的なアドバイスを通じた新たな関係構築とその強化のためです。</p>
割当予定先の保有方針	割当予定先の保有方針の詳細は、別紙3をご覧ください。
割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、新日鐵住金株式会社、阪和興業株式会、日鐵商事株式会社、エア・ウォーター株式会社、大阪瓦斯株式会社については、各スポンサーが払い込むべき資金全額を含む相当の資金が確保されていることについて、第3四半期の四半期報告書にて確認しております。また、大和P Iパートナーズ株式会社については、払い込むべき資金全額を含む相当の資金が金融機関の預金口座残高に確保されていることについて、当該金融機関から提出された取引残高報告書により確認しております。</p>

大和P Iパートナーズ株式会社は、東証市場第一部に上場している株式会社大和証券グループ本社の連結子会社であり、株式会社大和証券グループ本社が東証に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、大和証券グループとして反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を東証のホームページにて確認することにより、大和P Iパートナーズ株式会社及び大和P Iパートナーズ株式会社の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

(7) 第三者割当後の大株主及び持株比率（見込み）

募集前（平成24年9月30日現在）		募集後（注）	
新日本製鐵株式会社	9.80%	新日鐵住金株式会社	16.98%
財団法人中山報恩会	8.13%	阪和興業株式会社	12.78%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.78%	日鐵商事株式會社	8.58%
中山持株共栄会	2.23%	大和P I パートナーズ株式会社	8.58%
株式会社中山製鋼所	2.03%	エア・ウォーター株式会社	7.50%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	2.02%	中山三星建材株式会社	3.99%
尼崎製罐株式会社	1.51%	中山通商株式会社	3.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口4）	1.44%	三星海運株式会社	3.09%
日鐵商事株式會社	1.29%	三星商事株式会社	3.06%
住友生命保険（相）（常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	1.14%	大阪瓦斯株式会社	3.05%

（注1）募集後の持株比率については、本株式交換において、平成24年9月30日現在の連結子会社らの株主（当社を除きます。）が保有する連結子会社らの株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること（すなわち、連結子会社らの株主による株式買取請求がなされないこと）及び当社株主からの株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「2.(1). (オ)募集の方法又は割当方法」に記載されたとおりであること、並びに これら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。）及び本第三者割当増資の最終的な条件により、募集後の持株比率に変更が生じる可能性があります。

（注2）新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に更改いたしました。

(8) 今後の見通し

本第三者割当増資の実行により、平成24年9月30日時点の既存株式の議決権に対し、最大約271%の希薄化が生じる見込みです。

(9) 企業行動規範上の手続

本第三者割当増資の実行後は、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続として、本株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	156,278百万円	173,959百万円	171,763百万円
営業利益	8,461百万円	1,640百万円	4,968百万円
経常利益	10,013百万円	3,919百万円	6,337百万円
当期純利益	19,654百万円	6,779百万円	11,620百万円
1株当たり当期純利益	152.68円	52.66円	90.27円
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	369.11円	309.85円	228.53円

現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

	株式数	発行済株式に対する比率
発行済株式数	131,383,661株	100%

平成24年9月30日時点において、潜在株式はありません。

最近の株価の状況

.最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	194円	145円	117円
高値	252円	166円	130円
安値	105円	66円	63円
終値	146円	116円	75円

当社株式の東証におけるものであります。

.最近6ヶ月間の状況

	平成24年 9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月
始値	37円	39円	40円	48円	58円	66円
高値	41円	41円	62円	50円	76円	70円
安値	36円	37円	37円	43円	58円	57円
終値	40円	39円	54円	47円	64円	60円

当社株式の東証におけるものであります。

再生支援申込み決議日前取引日株価

	平成25年3月27日
始値	68円
高値	71円
安値	67円
終値	70円

最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

(11) 発行要項（予定）

別紙1をご参照下さい。

3 定款の変更（予定）

当社は、本事業再生計画に基づく本第三者割当増資を行うため、本株主総会において、定款の変更に係る議案を付議することを予定しております。なお、本第三者割当増資は、本第三者割当増資の実行に必要な定款変更が本株主総会において承認されることを条件の一つとしております。

(1) 定款変更の目的

当社は、事業再生計画の一環として行われる本第三者割当増資に備え、十分な発行可能株式総数を確保するため、定款の一部変更を行うことを予定しております。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億株</u> とする。

なお、当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生は、本株主総会において本株式交換及び当該定款変更に係る承認を得ること、並びに本株式交換の効力が生じていることを条件としております。

(3) 日程

平成25年5月中旬	本株主総会の招集に係る取締役会決議（予定）
平成25年6月18日（火）	本株主総会（予定）
平成25年7月10日（水）	本株式交換の効力発生を条件とする発行可能株式総数の増加に係る定款変更の効力発生日（予定）

#### 4 主要株主の異動（見込み）

##### (1) 異動の年月日

平成25年8月27日（予定）

##### (2) 異動の理由

前記「1 株式交換の要旨」に記載した本株式交換にかかる新株式の発行及び「2 第三者割当による株式の発行について」に記載したスポンサーに対する新株式の発行に伴い異動が見込まれるものです。

なお、当社の主要株主であり筆頭株主である新日鐵住金株式会社は、本株式交換にかかる新株式の発行により当社の主要株主に一旦該当しなくなる見込みですが、その後の本第三者割当増資により、再度主要株主となる見込みです。

##### (3) 株式交換により主要株主でなくなる予定の筆頭株主の概要

名称 新日鐵住金株式会社

なお、所在地等の概要につきましては、「別紙2 割当予定先の概要(1)」に記載のとおりであります。

##### (4) 第三者割当により新たに主要株主になる株主の概要

「別紙2 割当予定先の概要」をご参照下さい。

名称 新日鐵住金株式会社（主要株主である筆頭株主）

阪和興業株式会社（主要株主）

日鐵商事株式會社（主要株主）

大和PIパートナーズ株式会社（主要株主）

##### (5) 異動前後における主要株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主等の議決権の数に対する割合

		議決権の数 （所有株式数）	総株主等の議決権の数 に対する割合	大株主順位
新日鐵住金 株式会社	異動前 （本株式交換前）	12,875個 （12,875,957株）	10.05%	第1位
	異動後 （本株式交換後、 本第三者割当増資 前）	12,875個 （12,875,957株）	6.61%	第1位
	異動後 （本第三者割当増 資後）	107,121個 （107,121,957株）	19.80%	第1位
阪和興業 株式会社	異動前 （本株式交換前）	729個 （729,902株）	0.57%	
	異動後 （本第三者割当増 資後）	80,612個 （80,612,902株）	14.90%	第2位
日鐵商事 株式會社	異動前 （本株式交換前）	1,698個 （1,698,000株）	1.33%	第9位
	異動後 （本第三者割当増 資後）	54,102個 （54,102,000株）	10.00%	第3位
大和PIパートナーズ 株式会社	異動前 （本株式交換前）	0個 （0株）	0%	
	異動後 （本第三者割当増 資後）	54,102個 （54,102,000株）	10.00%	第3位

（注）異動前の数値については、平成24年9月30日現在の当社の株主名簿に基づく数値です。異動後（本株式交換後、本第三者割当増資前）及び異動後（本第三者割当増資後）の数値については、連結子会社らの株主（当社を除きます。）が平成24年9月30日現在保有する連結子会社らの株式のすべてを当社が本株式交換により取得すること（すなわち、連結子会社らの株主による株式買取請求がなされないこと）及び当社株主からの株式買取請求がなされないこと、本第三者割当増資による割当数が、前記「2.(1). (オ)募集の方法又は割当方法」に記載されたとおりであること、並びに これら以外には平成24年10月1日以降に当社の株主の保有株式数に変動が生じていないこと、を前提として算出した数値です。本株式交換の結果（反対株主による株式買取請求の結果を含みます。）及び本第三者割当増資の最終的な条件により、異動後の数値に変更が生じる可能性があります。

(6) 今後の見通し

その他、前記「2.(6). 割当予定先の保有方針」をご参照下さい。

5 代表取締役の異動（見込み）

(1) 異動の理由

本事業再生計画に基づき、新たな経営体制の整備及び充実を図ることを目的とした旧経営体制からの移行の一環として、前述のとおり、当社の組織運営体制として、分散化した権限を集約するとともに意思決定の迅速化を図るために取締役を現状の6名から3名にスリム化し、外部招聘の取締役2名を含む新任の取締役を選任し、経営体制の刷新を図る予定です。本株主総会において、( )本株式交換、( )当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( )本第三者割当増資に係る承認を得ることを前提に、当社の代表取締役である藤井博務は退任し、当社は、関係各位と協議の上、外部から招聘する森田俊一氏を新たに代表取締役に選任する予定です。

(2) 新旧代表取締役の氏名及び役職名

(新任) 氏名：森田 俊一（モリタ シュンイチ）

新・役職名：代表取締役社長

(退任) 氏名：藤井 博務（フジイ ヒロム）

旧・役職名：代表取締役社長

(3) 新任代表取締役の生年月日、略歴、所有株式

生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
昭和19年 10月29日	昭和42年4月 東洋鋼鋳株式会社 入社 平成8年6月 同社 本社商品開発部長 平成9年6月 同社 取締役 平成12年6月 同社 常務取締役 平成15年6月 同社 環境・技術・機能材料部門担当 平成16年6月 同社 専務取締役 平成18年4月 同社 取締役専務執行役員生産本部兼下松工場長 平成22年4月 徳山大学 理事（現任） 平成22年6月 東洋鋼鋳株式会社 顧問 平成24年3月 同社 退職	0

(4) 就任予定日

平成25年6月18日

(5) その他

該当事項はありません。

以上

発行要項

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類・数   | 普通株式346,750,000株(上限)   |
| (2) 払込金額  | 1株につき金26円(下限)  |
| (3) 払込金額の総額   | 合計9,015,500,000円(予定)   |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  | 増加する資本の額<br>1株につき13円(総額金4,507,750,000円)<br>増加する資本準備金の額<br>1株につき13円(総額金4,507,750,000円)  |
| (5) 募集方法  | 第三者割当の方法   |
| (6) 申込期日  | 平成25年8月27日   |
| (7) 払込期日  | 平成25年8月27日   |
| (8) 割当先及び割当先株式数   | 新日鐵住金(株) 普通株式94,246,000株<br>阪和興業(株) 普通株式79,883,000株<br>日鐵商事(株) 普通株式52,404,000株<br>エア・ウォーター(株) 普通株式46,885,000株<br>大阪瓦斯(株) 普通株式19,230,000株<br>大和P Iパートナーズ(株) 普通株式54,102,000株 |
| (9) 前記各号の他募集株式の発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役に一任する。   |  |
| (10) 前記の各号については、本株主総会において、( )本株式交換、( )当社の発行可能株式総数の増加に係る定款変更、及び( )本第三者割当増資について承認がなされ、本株式交換及び当該定款変更の効力が生ずること、機構により本買取決定が行われること、並びに 本債権放棄が実行されることを条件としております。 |  |



## 割当予定先の概要(1)

(平成24年3月31日現在)

(1)	名称	新日本製鐵株式会社		
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宗岡 正二		
(4)	事業内容	製鉄、エンジニアリング、化学、新素材、システムソリューションの各事業		
(5)	資本金	419,524百万円		
(6)	設立年月日	昭和25年4月1日		
(7)	発行済株式数	6,806,980株		
(8)	決算期	3月31日		
(9)	従業員数	60,508名		
(10)	主要取引先	日鐵商事株式會社、株式会社メタルワン、伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社、豊田通商株式会社、日本鐵板株式会社		
(11)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	10.4%	
		住友金属工業(株)	4.2%	
		シービーエイチケイ コリア セキュリティーズ デポジット リー	3.5%	
		日本生命保険(相)	3.3%	
		日本マスタートラスト信託銀行(株)	3.2%	
(12)	当社との関係 資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への 該当状況	<p>当社の普通株式を9.80%保有しております。</p> <p>当社の取締役のうち、藤井博務氏は割当予定先の役職員出身者です。</p> <p>電炉で生産される半製品納入、熱延工場生産能力を活用した加工受託、及び厚板の圧延委託などの鉄鋼製品の販売や原材料仕入等に関する取引関係があります。</p> <p>該当事項はありません。</p>		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
	決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
	純資産	2,335,676	2,380,925	2,347,343
	総資産	5,002,378	5,000,860	4,924,711
	1株当たり純資産(円)	293.18	295.84	290.77
	売上高	3,487,714	4,109,774	4,090,936
	営業利益	32,005	165,605	79,364
	経常利益	11,833	226,335	143,006
	当期純利益	11,529	93,199	58,471
	1株当たり当期純利益(円)	1.83	14.81	9.29
	1株当たり配当金(円)	1.5	3.0	2.5

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注)新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。

## 割当予定先の概要(2)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	阪和興業株式会社		
(2) 所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号(登記上の本店所在地) 東京都中央区銀座六丁目18番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 北 修爾 代表取締役社長 古川 弘成		
(4) 事業内容	鉄鋼、鉄鋼原料、建材、非鉄金属、石油、化成品、食品、木材、セメント、機械の国内販売及び輸出入		
(5) 資本金	45,651百万円		
(6) 設立年月日	昭和22年4月1日		
(7) 発行済株式数	211,663,200株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,201名		
(10) 主要取引先	JX日鉱日石エネルギー株式会社、防衛省 HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO.,LTD. 清水建設株式会社、鹿島建設株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8.55%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.29%	
	株式会社三井住友銀行	3.61%	
	阪和興業取引先持株会	2.70%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.65%	
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を0.55%保有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	106,855	110,458	115,956
総資産	443,444	532,797	582,404
1株当たり純資産(円)	512.16	529.65	548.22
売上高	1,166,281	1,396,103	1,564,250
営業利益	11,420	13,853	14,976
経常利益	9,412	13,490	13,116
当期純利益	11,579	5,793	4,632
1株当たり当期純利益(円)	55.46	27.95	22.35
1株当たり配当金(円)	12.00	12.00	12.00

(単位:百万円,特記しているものを除く。)

## 割当予定先の概要(3)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	日鐵商事株式會社		
(2) 所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 今久保 哲大		
(4) 事業内容	鋼材、原燃料、機材等の商品の販売		
(5) 資本金	8,750百万円		
(6) 設立年月日	昭和52年8月2日		
(7) 発行済株式数	135,201,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	2,231名		
(10) 主要取引先	新日鐵住金株式会社、日鐵住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	新日鐵住金株式会社	32.53%	
	三井物産株式会社	25.02%	
	山内 正義	1.68%	
	日鐵商事社員持株会	1.65%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.56%	
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を1.29%保有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	鉄鋼製品の販売や原材料仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への 該当状況	該当事項ありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	48,509	55,967	58,189
総資産	309,698	332,390	333,358
1株当たり純資産(円)	291.90	319.60	645.44
売上高	919,691	1,079,508	1,087,512
営業利益	8,530	12,493	10,742
経常利益	7,883	12,753	11,232
当期純利益	5,245	7,432	6,876
1株当たり当期純利益(円)	37.83	54.38	50.70
1株当たり配当金(円)	7.00	7.00	7.00

(単位:百万円,特記しているものを除く。)

## 割当予定先の概要(4)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社		
(2) 所在地	札幌市中央区北三条西一丁目2番地(登記上の本店所在地) 大阪市中央区南船場二丁目12番8号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 青木 弘		
(4) 事業内容	産業ガス関連、エレクトロニクス関連、ケミカル関連、医療関連、エネルギー関連並びにその他の製品・商品の製造・販売		
(5) 資本金	32,263百万円		
(6) 設立年月日	昭和4年9月		
(7) 発行済株式数	198,705,057株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	8,062名		
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、新日鐵住金株式会社 近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	住友金属工業株式会社 5.03% 住友信託銀行株式会社 3.99% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3.47% 株式会社三井住友銀行 3.12% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.99%		
(12) 当社との関係			
資本関係	当社の普通株式を0.35%保有しております。		
人的関係	当社から当該会社へ数名の職員の転籍があります。		
取引関係	液化酸素、液化窒素等液化ガスの仕入に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	163,949	169,126	182,699
総資産	392,758	407,639	430,547
1株当たり純資産(円)	789.89	822.05	873.78
売上高	426,357	471,809	492,679
営業利益	28,202	31,268	31,672
経常利益	29,020	32,958	33,601
当期純利益	13,916	11,680	17,167
1株当たり当期純利益(円)	73.64	61.24	89.35
1株当たり配当金(円)	22.00	22.00	22.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

## 割当予定先の概要(5)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	大阪瓦斯株式会社		
(2) 所在地	大阪市中央区平野町四丁目1番2号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 尾崎 裕		
(4) 事業内容	ガスの製造、供給および販売、LPGの供給および販売、電力の発電、供給および販売、ガス機器の販売、ガス工事の受注		
(5) 資本金	132,166百万円		
(6) 設立年月日	明治30年4月		
(7) 発行済株式数	2,083,400,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	19,818名		
(10) 主要取引先	三井化学株式会社、関西電力株式会社、日本電気硝子株式会社、山陽特殊製鋼株式会社、伊丹産業設備株式会社		
(11) 大株主及び持株比率	日本生命保険相互会社	5.19%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.68%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.46%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.36%	
	株式会社りそな銀行	2.53%	
(12) 当社との関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	都市ガスの仕入関係に関する取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(連結)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	690,561	688,695	708,904
総資産	1,483,895	1,437,297	1,475,759
1株当たり純資産(円)	310.39	319.33	328.77
売上高	1,096,628	1,187,142	1,294,781
営業利益	91,140	88,584	77,274
経常利益	84,806	82,372	75,694
当期純利益	48,384	45,968	45,207
1株当たり当期純利益(円)	22.50	21.62	21.71
1株当たり配当金(円)	7.00	8.00	8.00

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

## 割当予定先の概要(6)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	大和P I パートナーズ株式会社		
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号グラントウキョウ ノースタワー		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 恵一		
(4) 事業内容	不良債権投資、プライベート・エクイティ投資、その他ファンド組成・運営業務を中心とした投資ビジネス		
(5) 資本金	120億円		
(6) 設立年月日	1998年12月		
(7) 発行済株式数	470,000株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	約50名		
(10) 主要取引先	該当なし		
(11) 大株主及び持株比率	株式会社大和インベストメント・マネジメント		95%
	大和証券キャピタル・マーケット株式会社		
	(現 大和証券株式会社)		5%
(12) 当社との関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単体)			
決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
純資産	58,173	27,210	27,519
総資産	60,664	29,607	57,737
1株当たり純資産(円)	123,773	57,895	58,552
売上高	106,196	875	7,102
営業利益	82,952	214	2,355
経常利益	83,082	427	2,736
当期純利益	64,864	481	2,500
1株当たり当期純利益(円)	138,010	1,023	5,320
1株当たり配当金(円)	73,773	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

割当予定先の保有方針

(1) 新日鐵住金株式会社	当社は、新日鐵住金株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、新日鐵住金株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を当社の事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じること、但し、当社が当該割当予定先の持分法適用関係会社となることを回避するために、必要な範囲で処分するときはこの限りではないが、新日鐵住金株式会社の保有する当社株式に係る議決権の保有割合が当社の総株主の議決権の14.90%を下回らないものとする旨の確認書を受領しております。
(2) 阪和興業株式会社	当社は、阪和興業株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、阪和興業株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(3) 日鐵商事株式會社	当社は、日鐵商事株式會社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、日鐵商事株式會社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(4) エア・ウォーター株式会社	当社は、エア・ウォーター株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、エア・ウォーター株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(5) 大阪瓦斯株式会社	当社は、大阪瓦斯株式会社が割当予定先である同社と当社の間で締結予定の株式引受契約締結日から3年間は、大阪瓦斯株式会社が本第三者割当増資前から保有し又は本第三者割当増資により取得する当社株式を第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社と事前に協議する旨の確認書を受領しております。
(6) 大和P I パートナーズ株式会社	当社は、大和P I パートナーズ株式会社が機構の当社に係る再生支援決定に係るすべての再生支援を完了した日又は機構による支援決定日から3年後の応答日のいずれか早い日までは、大和P I パートナーズ株式会社が本第三者割当増資により取得する当社株式を当社の事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保権設定その他の処分を行わないこと、また、当該期間満了後にかかる譲渡等の処分を行う場合においても、当社に対して事前に通知し、当社より要請があれば当社との協議に応じる旨の確認書を受領しております。

なお、当社は、当該割当予定先より、割当を受ける日より2年以内に割当新株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

以上